

質問回答書

各 位

山口市こども未来部こども未来課

大内臨時学級運営業務委託に係る公募型プロポーザルに関する御質問について、以下のとおり回答いたします。

No.	仕様書等（頁）	質問内容	回答
1	実施要領（1頁）	山口市内で待機児童が多く、受け皿が大幅に不足しているため、緊急措置として期間限定での開所とのお考えでしょうか。 また、令和9年度以降の継続については、どのようにお考えでしょうか。	お見込みのとおりです。 令和9年度以降の継続については、待機児童の状況により、事業期間の検討を行います。
2	実施要領（3頁） 8 企画提案書の提出	土曜日は支援の単位を1と見積もることとありますが、合同保育を行い、1支援（職員が2名以上）で運営するという理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。 土曜日の運営については、同一地区内の利用実績を踏まえると、1支援で対応できる範囲と考えています。
3	実施要領（4頁） 8 企画提案書の提出 （2）書類作成上の留意事項	8 企画提案書等の提出（2）書類作成上の留意事項 アにおいて、「A4判、両面印刷を原則とする。」と記載されていますが、レイアウトは縦・横どちらでも可という解釈でよろしいでしょうか？	任意様式としているものについては、レイアウトは縦でも横でも構いません。
4	実施要領（7頁） 別紙1 委託料上限額の積算について	別紙1 委託料上限額の積算について(参考)1年度あたりの積算内容の表において、人件費の項目にある「賃金改善手当」とはどのような手当でしょうか。過去の実績も含めご教示いただけますと幸いです。	本市では、中核となる職員の育成及び安定した雇用の確保を目的として、放課後児童支援員一人当たり、年額12万4千円程度の賃金改善手当を支給しています。（時給での支給となります。） 支給対象者 放課後児童支援員又は放課後児童みなし支援員 支給額 ・中核となる職員（市が主催する中

			<p>堅者研修修了者（※1） 190円時給×勤務時間（※2） ・中堅者研修未修了者の職員 119円×勤務時間（※2）</p> <p>※1：中堅者研修修了者とは以下の全てを満たす者です。 ・「放課後児童支援員認定資格研修」を修了した者 ・放課後児童クラブ支援員としての経験年数が5年以上の者（経験年数は毎年4月1日時点） ・市が主催する「中堅者研修」を修了した者 ・週の勤務時間が20時間以上の者</p> <p>※2：勤務時間 放課後児童支援員資格を活かした子どもへの保育が手当支給の趣旨であることから、支給対象となる勤務時間は下記のとおりとし、子どもへの保育以外の勤務時間については対象外としています。 平日：13時から18時までの間 土曜・長期休業期間・学校行事の振替休日：8時から18時の間 行事・災害等による早い下校：下校時間から18時の間</p>
5	<p>実施要領（7頁） 別紙1 委託料上限額の積算について</p>	<p>こちらの積算内容の詳細（項目ごと）をご教示ください。</p>	<p>全ての詳細については控えさせていただきますが、賃金改善手当、処遇改善手当、障がい児受入れ人件費については、質問回答書別表1を参考にしてください。</p>
6	<p>仕様書（1頁） 6 運営体制 （1）保育の際には、条例第10条の定めにより配置すること。 また、勤務形態等につ</p>	<p>仕様書6運営体制（1）において、「保育の際には条例第10条の定めにより配置すること。」と記載されていますが、みなし制度はございませんでしょうか？</p>	<p>山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項の規定については、令和8年3月31日までのみなし規定を附則で設定しております。</p>

	<p>いては、労働基準法・労働安全衛生法・その他労働関係法令を遵守し、管理に支障のないように配置すること。</p>		
7	<p>仕様書（2頁） 6 運営体制 （2）特別な支援を必要とする児童に対応する必要がある場合やその他特別な事由がある場合は、市と協議の上支援員等を加配すること。加配に係る人件費の負担については、市と受託者が協議の上、決定するものとする。</p>	<p>仕様書6運営体制（2）において、「加配に係る人件費の負担については、市と受託者が協議の上、決定するものとする」と記載されていますが、今回の積算には既に2名の加配人件費を入れているので、2名までは委託費内で加配を見て、3名以上になった場合は市と協議して決定するという解釈で宜しいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
8	<p>仕様書（2頁） 9 業務内容 （3）入級の審査、進達に関する業務</p>	<p>業務内用における（3）入級の審査、進達に関する業務に関して、業務開始時（令和6年7月22日）は貴市が行う理解で宜しいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
9	<p>仕様書（3頁） 11 利用料金</p>	<p>おやつ代の徴収に関して、現在のおやつ代は月額幾らでしょうか？事業者により異なる場合は、平均金額をご教示ください。</p>	<p>同一地域内の運営団体からは、月額1,600円との報告を受けています。なお、市内の平均的なおやつ代は1,500円程度です。</p>
10	<p>仕様書（5頁） 別表1 業務分担表 おやつ提供</p>	<p>収支決算報告書を保護者へ周知とありますが、現在は、保護者会等で報告をされていますか？周知方法をご教示ください。</p>	<p>同一地域内の運営団体からは、学級のおたより等でお知らせを行っている旨の報告を受けています。</p>
11	<p>仕様書（7頁） 別表2 費用分担表 役務費</p>	<p>保険料（普通傷害保険、賠償責任保険）に関して、保護者から徴収するのではなく、事業者負担でしょうか？また、現在利用している保険料の詳細をご教示ください。</p>	<p>保険料については、事業者負担としていますが、積算した金額を委託料に含めてお支払いしています。なお、加入する保険に指定はありませんが、児童一人当たりの年間掛金が800円程度、放課後児童クラブの管理下で行われる団体活動と、自宅と団体活動場所との通常の経路</p>

			往復中の傷害・賠償責任事故を補償される保険に加入している学級が多いです。
12	仕様書（8頁） 別表3 責任・リスク 分担表	物価の変動に関する負担区分が貴市とありますが、年度ごとに変更契約等を締結するのでしょうか？また、基準等をご教示ください。	契約時には、提案時に提出いただいた見積額の総額を支払い上限額として締結し、毎年度上限内において必要額の見積書を提出いただくこととなります。 物価の変動に関する明確な基準はありませんが、物価の急激な変動に伴う高熱水費の増加や、山口県の最低賃金額の改定に伴う人件費の増加、消費税法改定等、不可避な社会情勢の変動が生じた場合の負担区分については本市で担うものと考えています。
13	その他 業務の実施場所 平面図（参考）	図面を見る限り、児童数に対してトイレ設備が不足しているように見受けられますが、改修工事等の予定はありますでしょうか。	トイレについて、改修の予定はありません。 施設1階にもトイレがあり、女子トイレ大便器2個、男子トイレ小便器2個と大便器2個があり、使用可能となっています。 使用可能なトイレについて、図面に追記しておりますので、平面図を参照してください。
14	その他 業務の実施場所 平面図（参考）	図面の予定箇所は事務室等（個人情報管理する書庫等の設置や職員用ロッカー休憩スペース等）も含まれておりますでしょうか。	図面の予定箇所とは別で、その他の部屋を使用可能です。 想定している部屋について、図面に追記しておりますので、平面図を参照ください。
15	その他 放課後児童クラブ利用のしおり【令和6年度版】（5頁） ※市ウェブサイト公表済みのもの	利用申込について、夏休みの利用は6月上旬を目安に各放課後児童クラブにお問い合わせくださいとなっておりますが、大内臨時学級についても申込方法や時期は同様でしょうか。	大内臨時学級においては、受託業者の選定後に、現在待機になっている方を対象に正式に御案内させていただく予定としています。通常時と申込方法や時期は異なり、申込に関しても市が対応することとします。
16	その他	保護者送迎用や職員用の駐車場・駐輪場として利用できるスペースは	保護者送迎用スペースは敷地内にあります。職員用については、余剰

		ありますでしょうか。ある場合、建物賃借料に含まれているのでしょうか。	スペースがある場合使用可能です。土地を含めて、市が賃貸借契約をしておりますので、予算計上は不要です。
17	その他	企画提案書提出前に現地見学をすることは可能でしょうか。	現地見学を行うことはできません。外観等を見学いただくことは可能です。
18	その他	うえき学級 1,2,3、みなみ学級 1,2,3 の令和 6 年 4 月 1 日時点の児童数、職員数、職員構成（支援員、補助員、加配の人数等）をご教示願います。	各学級の 4 月 1 日時点の登録児童数は以下のとおりです。 うえき学級：41人 うえき第2学級：51人 うえき第3学級：61人 みなみ学級：41人 みなみ第2学級：49人 みなみ第3学級：60人 なお、同一地域内の運営団体の職員数については通常4名の支援員（うち基準内の補助員の配置を含む）と、加配職員（1名程度）配置と聞いておりますが、本件業務委託については、募集要項・仕様書のとおりです。
19	その他	近隣施設との給与水準を維持させるため、うえき学級 1,2,3、みなみ学級 1,2,3 の常勤者、非常勤者の給与設定をご教示願います。	山口県の最低賃金以上で、職員の時給等の設定については運営団体に任せておりますので、詳細な設定についての回答は控えさせていただきますが、以下を参考としてください。 ・支援員 市が直営で運営した場合の時給単価 1,088 円を上回る額の設定。 ・補助員 山口県の最低賃金 928 円を上回り、支援員の時給単価を下回る額で設定。
20	その他	放課後児童クラブとして利用できる外遊びが可能な運動場や公園は、近隣にありますでしょうか。	一番近い運動場は、大内小学校の運動場ですが、小学校との調整が必要になります。 その他、近隣に適した公園はごさい

			ません。 1階部分に駐車場及びピロティがございますので、遊びの内容に制限が出るとは思われますが、多少の外遊びは可能となっています。
21	その他	大内小学校及び大内南小学校の学年別下校時間をご教示願います。 また、開所時間に小学校の放課後とありますが、何時頃から開所する必要があるのか、併せて回答願います。	大内小学校及び大内南小学校の標準的な下校時間については、質問回答書 別表2 のとおりです。 なお、開所時間については、長期休業期間中以外は、14時まで、長期休業期間中は8時までの開所をお願いします。 下校時刻が14時前の場合は、児童の登級に間に合うよう開所してください。

別表1

※1年間を通して開設をした場合のものです。開所時間や月数は各年度に応じて異なります。

	項目	計算式	説明
人件費	賃金改善手当	119 円 × 開所時間 × 6 人	都道府県知事、指定都市市長が実施する研修を修了した放課後児童クラブ支援員に対して支給する
	処遇改善手当	11,000 円 × 6人役 × 月数	放課後児童クラブに勤務する者（事務員等含む）で、就業規則等で定めた常勤1か月あたりの勤務に対し、補助単価を乗じたもので計算
	障がい児受入人件費	1,088 円 × 開所時間 × 2 人	障がい児の受入れにあたって、必要に応じ職員を追加配置

別表 2

※現在確認している標準的な下校時間です。変更が生じる可能性がございますので御了承ください。

大内小学校					
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1年生	15:10	14:50	13:30	14:50	15:10
2年生				15:40	
3年生	16:00	15:40	14:40	14:50	16:00
4年生				15:40	
5年生			15:40		
6年生					

大内南小学校					
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1年生	14:45	15:10	14:20	15:10	15:10
2年生					
3年生					
4年生	15:30	15:55	15:15	15:55	15:55
5年生					
6年生					